平成２１年（フ）第８８８号
千葉県市原市古市場424番地２　シャトーＣ201号
債務者　大築　恭子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９０６号
千葉市中央区千葉寺町583番地５　ベルデー青葉の森201号
債務者　小泉　壮洋
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９２０号
千葉県船橋市夏見１丁目19番２―303号
債務者　星　奈智子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９２６号
千葉県船橋市習志野台５丁目41番６号　コーポカルチャー201号
債務者　坂口　正樹
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９３４号
千葉県船橋市本町６丁目２番５―605号
債務者　金綱佐智子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９４０号
千葉市花見川区花見川２番３棟210号
債務者　中島　政人
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９４５号
千葉市花見川区宮野木台１丁目６番10号　コーポ藤101号
債務者　岡部まゆみ
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４５号
富山県魚津市本江新町５番５号
債務者　小坂　成子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第３５４号
金沢市末町７―13―５、住民票上の住所富山県高岡市北島1038番地１
債務者　石田眞智子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４９号
山梨県都留市中央１―３―19番地大乃屋ハイツ203号、住民票上の住所山梨県大月市猿橋町猿橋367番地
債務者　安藤　　久
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
岐阜県美濃市生櫛758番地４
債務者　大西　美樹
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１０７号
岐阜県可児郡御嵩町中1568番地１
債務者　山口　高徳
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第２２４８号
名古屋市守山区幸心１丁目258番地　ネオステージ新守山304号
債務者　米田　祐子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５７号
兵庫県姫路市庄田139番地
債務者　前川　哲夫
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２５８号
兵庫県姫路市庄田139番地
債務者　前川利栄子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１８２号
鳥取県境港市弥生町213番地県営弥生団地３棟301号
債務者　宮井　峰子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１８３号
鳥取県境港市新屋町2402番地の４
債務者　渡辺ゆき子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　鳥取地方裁判所米子支部